

小水力等発電施設を整備するにあたっての主な支援事業

(令和元年度時点)

事業種類	対象施設	事業主体	補助率	助成の内容・条件	備考
【公共事業】					
かんがい排水事業等の土地改良事業	小水力 太陽光	国 都道府県等	国営事業 2/3ほか 県営事業 1/2ほか	<ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設の整備と一体的に、土地改良施設に電力を供給する発電施設を整備 	発電施設の単独整備は不可
農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業	小水力	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2ほか	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良施設、農林水産省の助成対象の農業施設や公的施設に電力を供給する発電施設を整備 小水力発電整備事業計画が作成されていること 	
農山漁村地域整備交付金のうち農村集落基盤再編・整備事業	小水力 太陽光	都道府県、 市町村 農協 土地改良区等	1/2ほか	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省に係る助成又は融資の対象となっている施設に電力を供給する発電施設を整備 農村集落基盤再編・整備事業計画が作成されていること 	発電施設の単独整備は不可
【非公共事業】					
農業水路等長寿命化・防災減災事業	小水力	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2ほか	<ul style="list-style-type: none"> 事業費が200百万円以上、受益農業従事者数が2者以上、工事工期3年以内であること 長寿命化・防災減災計画が作成されていること 	整備と併せて、実施計画策定も可能

※ 予算の状況等により、今後内容が変更される場合があります。